

福祉プラザ4階会議室 ご利用時の留意事項

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

本会が管理する福祉プラザ4階会議室をご利用いただきありがとうございます。
ご利用いただくにあたっては、次の事項を遵守いただきお使いいただけますようお願いいたします。

- 利用当日、会場入室前に必ず県社協（総務企画課）へお寄りください。
- 利用後は、「利用申込書（様式1）」の「退出時のチェック事項」を確認（チェック）し、県社協（総務企画課）へ提出してください。
なお、土・日の場合は、週明けに総務企画課へ提出し、併せて会議室の鍵をご返却ください。
- 土・日・夜間の利用は、福祉プラザ入館機関・団体もしくは山梨県庁各課（以下「所管団体」）の責任のもと利用してください。「所管団体」がない場合の利用はできません。
- 夜間の利用後は、所管団体が責任をもって退出時のチェックをし、利用日の翌日（休日の場合は翌平日）に会議室の鍵と併せて県社協（総務企画課）へ提出・返却してください。
- 利用時間には、準備と片付けの時間を含みます。
特に土・日の利用時間は17時までとなっていますので、時間厳守をお願いします。
厳守できない場合は、次回の利用をお断りする場合がありますので予めご了承ください。
- 会場は清潔に、付属設備は丁寧にご利用ください。
- 会場の設備を破損、紛失した場合は必要な費用を利用者の責任においてご負担いただく場合があります。
- 駐車スペースの数に限りがあるためできるだけ乗り合わせや公共交通機関を利用するなどご協力をお願いします。駐車場を利用する場合はご相談ください。
- 利用申請書に記載の利用目的以外に利用したり、福祉プラザ管理者（障害者相談所）並びに県社協職員の指示に従わない時、また利用時間を厳守しない場合など、管理及び運営上支障があると認められるときは利用をお断りします。
- 騒音・振動・大声など、福祉プラザ管内の団体、利用者等に迷惑をかけるような使い方は利用をお断りします。
- 火気類・危険物の持ち込みは固くお断りします。
- 営利目的の催しはお断りします。
- ゴミ等は各自でお持ち帰りください。

利用される方々が気持ちよく利用できるよう皆様のご協力をお願いいたします。